「第５回全国の司法書士法人の集い」の報告

～一般社団法人 全国司法書士法人連絡協議会 総会～

司法書士法人大城節子事務所
司法書士　大城節子

司法書士の事務所法人化が認められて以降「法人事務所」は増え続けている。

2015年７月１日現在の日本司法書士会連合会の把握によると、全国の司法書士数21,808名、主たる法人数568、従たる法人数360である。

「法人」に属する司法書士の人数は、同年４月１日現在と３か月違いの数字ではあるが、社員司法書士1,396名、使用人司法書士984名の合計2,380名である。全司法書士の１割以上が司法書士法人に属する司法書士ということになる。

今後も増え続けるであろう司法書士法人と法人に属する司法書士に関して、あらためて関係各位のご理解を得た上で、事務所法人化が司法書士制度を充実させ、国民の権利擁護に資するよう歩むべきと考える。

さて、2015年７月11日、日司連ホールにおいて　一般社団法人全国司法書士法人連絡協議会第２期定時社員総会並びに「第５回全国の司法書士法人の集い」が開催された。

日本司法書士会連合会理事立本宗一氏、公益社団法人センター・リーガルサポート理事高橋圭司氏、一般社団法人日本財産管理協会理事藤井里絵氏のご臨席を賜り、司法書士法人39、賛助会員６社が全国から結集した。

Ⅰ．第１部　定時社員総会

⑴　事業報告

１　2015年７月19日司法書士会館において「第４回 全国司法書士法人の集い」を開催した。

２　「月刊 登記情報」635号に上記集いの報告並びにパネルディスカッションに関する記事を掲載した。

３　メーリングリストへの情報提供並びに会員の増強を図った。

⑵　事業計画

１　メディアへのアップ

「月刊 登記情報」（金融財政事情研究会／賛助会員）に寄稿する。

２　日本司法書士会連合会（以下、日司連）との意見交換

日司連の新執行部との対話・協議（２回目）の継続と協力体制の構築を図る。

３　公益社団法人センター・リーガルサポート（以下、リーガルサポート）との意見交換

リーガルサポートとの対話と協議を実現する。

４　「第３期　定時社員総会&第６回 全国司法書士法人の集い」の開催

2016年７月の土曜日、司法書士会館において開催する。

５　会員の増強

会員メリットの向上を図り、会員の増強を目指す。

６　ＷＥＢ関係の充実

ホームページの充実とメーリングリストの活性化を図る。

７　専門委員会の立ち上げ

事業推進のための各委員会の組成を図る。

会員増強委員会・ＷＥＢ委員会・企画委員

会・相談委員会を役員・正会員・賛助会員による構成で組成する。

⑶　**定款変更並びに役員変更**

定款変更を決議し、役員再選並びに３名の理事増員を決議した。

Ⅱ．第２部「第５回　全国の司法書士法人の集い」

基調講演とパネルディスカッション（本誌本号23頁以下参照）

テーマ「ボスがいなくても成長する組織」を実現するために
—仕組み経営が「自立成長」と「勝ち残り」のカギを握っている—

株式会社コンサルティングファーム代表取締役山口毅氏による基調講演の後、司法書士法人ファミリア金子英之氏とフクダリーガルコントラクツ＆サービシス司法書士法人福田龍介氏が加わってパネルディスカッションが展開された。

基調講演は、まず、法人化の目的を思い起こし、法人ならではのサービス提供は、継続性・規模拡大・拠点充実であることの説明から始まった。

この法人ならではの優位性を生かすためには「仕組みづくり」についての工夫が必要である。個人の能力に依存せずに組織が成長し続けること、つまり「ボスがいなくても成長する組織づくり」こそ、法人が社会的役割を果たすために求められることである。

そのためには「仕事に人をつける」という考えが必要であること。

人に仕事をつけるのではなく、仕事に複数の人をつけることによって、担当者がいなくて仕事が進まないということがなくなることから、顧客満足度が高まる。

担当者にとっても担当を持つことによって職務が明確になり貢献度への意欲が湧く。結果、環境変化をとらえる力がつき、現場判断力が高まることになる。

次に、規模拡大により目が行き届かない点などのネガティブ要因を克服するには、チーム制の採用、ミドルマネジメントを置くなどの工夫が考えられる。

働く者は、ただ忙しいだけの毎日では楽しくない。自主性を育むことによって、自ら顧客情報をキャッチするなど仕事に対する意欲が高まり、よって法人の成長も望める。

社会が求める価値を提供し続けるには、顧客のニーズを知り、情報を収集することによって競争優位性を作り出すことにある。

その後のパネルディスカッションでは、基調講演に基づき、各法人で実践していることが披露された。

司法書士という仕事だけではなく、広く、事業経営に役立つ講演であった。

続いて、会場の参加者からの活発な意見もあり、目的意識の重要性が再確認された。司法書士の法人化は、司法書士に経営者としての意識の目覚めを突き付けるエポックメイキングな研修になったのではないだろうか。

Ⅲ．最後に

司法書士法人は、司法書士という公益性の高いプロが法人化することにより、国民に対し継続性の保障が可能である、さらに継続性の保障により資料の保存が行き届き証拠保全が担保される等優れた仕組みである。

成年後見事務なども法人事務所が適任と考えられるし、全国的な執務の展開をするには利便性が高いであろう。

また、今後の司法書士制度の発展による、国民の権利擁護のために更なる制度の充実が必要である。また、歪んだ工夫を不要とする「一人法人」の実現が待たれる。

（おおしろ　せつこ）